

千葉県告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年9月1日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターはなぞの	千葉県花見川区南花園1-44-9 高山ビル101	令和2年8月31日 (居宅介護支援)
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター千葉わかば	千葉県若葉区都賀3-19-1 パールヴィレッジ103	令和2年8月31日 (居宅介護支援)
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターはまの	千葉県中央区村田町1226	令和2年8月31日 (居宅介護支援)
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターさつきが丘	千葉県花見川区さつきが丘2-28-15	令和2年8月31日 (居宅介護支援)
株式会社テクノトランス	千葉県八街市八街へ199-1184	デイサービス幸せカルテ	千葉県若葉区加曾利町520	令和2年7月31日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1-28-13	アミカ花見川介護センター	千葉県花見川区南花園2-9-21 ブオナスタンザ新検見川402	令和2年9月30日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1-28-13	アミカ若葉介護センター	千葉県若葉区都賀3-21-9BK ハイツ302	令和2年9月30日